特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	税収納及び滞納整理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、税収納及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和8年3月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税収納及び滞納整理に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律、これらに基づく条例に基づき、適正な徴収事務を行い、また、徴収に必要な情報を正確に把握し、法令に基づき適正な滞納整理事務を執行する。 ①市税の収納情報を管理する。 ②収納した市税に過誤納金がある場合、還付もしくは充当を行う。また、還付・充当処理に必要な情報を調査する。 ③納期限を過ぎても完納されない場合、督促状等を送付する。 ④督促後も完納されない場合は、滞納処分を執行する。 ⑤滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他機関に実態調査を行う。また。他機関からの実態調査に回答する。 ⑥市税の口座振替に関する申込、変更、取消情報を管理する。また、自主納税を推進するため、口座振替の推進を行う。 ⑦不納欠損に係る処理
③システムの名称	・軽自動車税システム ・個人住民税システム ・固定資産税システム ・国民健康保険税システム ・収納消込システム ・滞納整理システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
収納消込情報ファイル 滞納整理情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項　別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定情報の提供に関する命令第2条 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「医療保険者」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131の項） （情報照会の根拠） 48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	収納対策課
②所属長の役職名	収納対策課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	政策企画部収納対策課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1447
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人による確認の実行をしているため	

9. 監査				
実施の有無	[　　] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管等を行っっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	Ⅰ－5－①及びⅠ－8	収納対策室	収納対策課	事後	平成28年4月1日付機構改革のため
平成28年4月20日	Ⅰ－5－②	収納対策室　井上　敏	収納対策課　杉本　光男	事後	平成28年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	Ⅰ－5－②	収納対策課　杉本　光男	収納対策課　藤本　忠志	事後	平成29年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	Ⅰ－7	0833-72-1400	0833-72-1401	事後	平成29年4月1日より直通番号設定のため
平成29年9月6日	Ⅰ－8	0833-72-1400	0833-72-1447	事後	平成29年4月1日より直通番号設定のため
平成29年9月6日	Ⅰ－3	1．行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第一の16の項 2．行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表第一の16の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	事後	誤記修正
平成29年9月6日	Ⅰ－4－②	1．行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 2．行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	事後	誤記修正
令和1年6月28日	Ⅳ	－	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－5－②	収納対策課長　藤本　忠志	収納対策課長	事後	
令和2年6月10日	Ⅱ-1	2015/4/30	2020/4/1	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	Ⅱ-2	2015/4/30	2020/4/1	事後	保護評価の再実施のため
令和3年7月7日	Ⅱ-1	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年7月7日	Ⅱ-2	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和4年7月22日	Ⅱ-1	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年7月22日	Ⅱ-1	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年7月22日	Ⅰ－4－②	1．行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	1．行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和6年3月29日	Ⅰ―8	市民部収納対策課	政策企画部収納対策課	事後	令和5年4月1日付機構改革のため
令和6年3月29日	Ⅱ-1	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年3月29日	Ⅱ-2	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ－3	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項　別表第一の16の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項　別表の24の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ－4－②	1．行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「医療保険者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項（27の項） 2．行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条	1．行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定情報の提供に関する命令第2条 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「医療保険者」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131の項） （情報照会の根拠） 48の項	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ－8	―	（人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か） 十分である （判断の根拠） 複数人による確認の実行をしているため	事後	様式変更
令和7年3月25日	Ⅳ－11	―	（最も優先度が高いと考えられる対策） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 （当該対策は十分か） 十分である （判断の根拠） 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管等を行っている。	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月23日	Ⅱ－1	令和5年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	Ⅱ－2	令和5年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	保護評価の再実施のため